

電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案等に対する意見及びその考え方
(審議会への必要的諮問事項に係るもの)

意見募集期間:令和5年3月4日(土)~令和5年4月3日(月)
案件番号:145210055

意見提出者一覧
意見提出者 4件(法人:4件)

(提出順、敬称略)

受付	意見提出者
1	東日本電信電話株式会社
2	西日本電信電話株式会社
3	ソフトバンク株式会社
4	KDDI株式会社

・ 第二号基礎的電気通信役務の範囲

※「考え方」は当審議会の考え方

意見	考え方	修正の有無
<p>意見 1</p> <ul style="list-style-type: none"> ● インターネットへ接続されない役務は第二号基礎的電気通信役務の対象とならないと理解。 	<p>考え方 1</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 本省令案において、FTTHアクセスサービス、CATVアクセスサービス及び専用型ワイヤレス固定ブロードバンドアクセスサービスは第二号基礎的電気通信役務に該当する旨規定されています。 ○ これらの役務名に含まれる「アクセスサービス」という用語は、電気通信事業報告規則上インターネットへの接続を行う役務（インターネットへの接続点までの間の通信の媒介をする役務）にのみ用いられていると理解しており、インターネットへの接続を行わない役務については、上記サービスに含まれず第二号基礎的電気通信役務の対象外になるものと考えます。 <p style="text-align: center;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 基礎的電気通信役務は、電気通信事業法第7条において、「国民生活に不可欠であるためあまねく日本全国における提供が確保されるべきもの」と定義されています。 ○ インターネットへの接続を行わない電気通信役務（専用役務や閉域網通信）について、その利用用途から国民に一般的に利用される必要最低限で不可欠なものとは言い難いため、第二号基礎的電気通信役務（以下「二号基礎的役務」という。）に該当しないものと考えます。 ○ なお、電気通信事業報告規則では、インターネットへの接続点までの間の通信を媒介することを前提とする電気通信役務を各種「アクセスサービス」と規定しています。 	無
<p>意見 2</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 不特定多数の利用者をカバーするワイヤレス固定ブロードバンドは、ワイヤレス固定ブロードバンド（専用型）に該当しないと理解。 	<p>考え方 2</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 「専用型ワイヤレス固定ブロードバンドアクセスサービス」は、「電気通信事業者により当該無線設備と接続される屋内用ルータの数が制御されているものに限る。」と規定されているとおり、当該無線設備において不特定の利用者をカバーするような提供形態は該当せず、答申※にあるような、地域BWAやローカル5Gといった専用の無線回線を用いて特定の利用者のみ 	<ul style="list-style-type: none"> ○ ワイヤレス固定ブロードバンド（専用型）は、固定通信サービス向けに専用の無線回線（例：地域BWAやローカル5G）を用いて提供するものです。 ○ そのため、ワイヤレス固定ブロードバンドの 	無

に提供するインターネットサービスを指しているものと理解しており
ます。

※答申 P.11-12

2. 第二号基礎的電気通信役務の範囲

(1) FTTH及びCATV（HFC方式）以外に想定される役務について

② ワイヤレス固定ブロードバンド（専用型）について

(ア) 背景

前述のとおり、ワイヤレス固定ブロードバンドについては、一部のCATV事業者等において、地域BWAやローカル5Gを活用した低廉で高速な商用インターネットサービスが提供され始めている。

今後、人口減少等により、FTTH等の有線ブロードバンドの提供が困難となる地域も想定される中で、このようなワイヤレス固定ブロードバンド（専用型）が果たす役割の重要性が高まっている。

(略)

(ウ) 考え方

ワイヤレス固定ブロードバンド（専用型）は、携帯電話事業者がモバイル回線を用いる場合と異なり、固定ブロードバンド専用の無線回線を構築しているため、ユーザーの利用集中により通信の安定性が損なわれる懸念が少ないと考えられる。

【KDDI株式会社】

うち、無線設備において不特定多数の利用者をカバーするものは、固定通信サービス向けに専用の無線回線を用いて提供するものとは言えず、ワイヤレス固定ブロードバンド（専用型）に該当しないものと考えます。

- このような考え方にに基づき、本改正案（電気通信事業法施行規則第14条の3第1項第3号）において、「電気通信事業者により当該無線設備と接続される屋内用ルータの数が制御されているものに限る。」と規定することで、無線設備において不特定多数の利用者をカバーする提供形態を除くこととしています。

・ 第二種適格電気通信事業者の指定

意見	考え方	修正の有無
<p>意見 3</p> <p>● 第二種適格電気通信事業者の指定要件として公表することとされている第二号基礎的電気通信役務収支表に記載する収支データについて、会計監査人がその適正性を確認することができない数値については、会計監査人による監査の対象外とすべき。</p>	<p>考え方 3</p>	
<p>○ 新たに規定される第二号基礎的電気通信役務収支表に記載すべき交付金等の額について、現時点では、その具体的な算定方法等が明確になっておらず、今後の議論等を踏まえ、記載すべき金額が決定されていくものと認識しております。</p> <p>○ 仮に、第二号基礎的電気通信役務収支表の作成にあたり、そこに記載すべき金額において、第二種適格電気通信事業者の会計実績に基づかない額等、会計監査人が、その適正性を確認することが出来ない内容を記載する箇所が生じる場合には、会計監査人による監査の対象外とすべきと考えます。</p> <p>【東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社】</p>	<p>○ 第二号基礎的電気通信役務収支表（電気通信事業法施行規則様式第38の2の3）第二表では、第二種適格電気通信事業者（以下「二種適格事業者」という。）の全ての担当支援区域における「二号基礎的役務の提供に要すると見込まれる費用の額」及び「二号基礎的役務の提供により生ずると見込まれる収益の額」について記載することとなっています。</p> <p>○ これらの額の考え方については、特別支援区域において、前者の額が後者の額を上回ると見込まれる額の範囲内において第二種交付金を交付することとなっている（改正電気通信事業法第107条第2号）ことから、総務省において、今後交付金算定の詳細について検討する際に検討を行うことが必要と考えます。</p> <p>○ そのため、これらの額について、会計監査人による監査の対象外とするべきかについては、検討結果を踏まえて判断することが適当と考えます。</p>	<p>無</p>

<p>意見 4</p> <p>● 特別支援区域整備・役務提供計画書は、容易に撤回・変更されることがないよう、撤回・変更の際にはその理由を示すことにより透明性を確保することが必要。</p>	<p>考え方 4</p>	
<p>○ 「特別支援区域整備・役務提供計画書」については、答申（案）に対する意見及びその考え方（考え方22）のとおり、当該計画の信頼性や対象となっている地域の自治体及び住民等の予測可能性を確保する観点から、策定された計画が容易に撤回・変更されることがないよう、第二種適格電気通信事業者においては、当該計画の撤回・変更の際にはその理由を示すことにより透明性を確保することが必要です。</p> <p>○ 特に、公社時代に独占整備された全国規模の局舎や電柱等の線路敷設基盤を承継し、政府出資の特殊法人として公共的な役割を担うNTT東・西については、新規整備後に安易に撤退することのないよう、当該計画の撤回・変更の際には、より厳格にその理由を示すことや、当該計画の対象となっている地域の自治体や住民等に十分な説明が求められるものと考えます。</p> <p style="text-align: center;">【KDDI株式会社】</p>	<p>○ 特別支援区域整備・役務提供計画書（電気通信事業法施行規則様式第38の2の4。以下「計画書」という。）の策定・公表に当たっては、当該計画書の信頼性や対象となっている地域の自治体及び住民等の予測可能性を確保する観点から、策定された計画書が容易に撤回・変更されることがないよう、二種適格事業者においては、当該計画書の撤回・変更の際にはその理由を示すことにより透明性を確保することが適当と考えます。</p>	<p style="text-align: center;">無</p>

・ 第二種負担金の算定単位

意見	考え方	修正の有無
<p>意見 5</p> <p>● インターネットに接続しない役務については、第二種負担金の算定単位に含まれないものと理解。</p>	<p>考え方 5</p>	
<p>○ 該当箇所に記載のない役務（例えばローカル5Gサービスや、電気通信事業法施行規則 様式第4における「上記1から34までに掲げる電気通信役務以外の電気通信役務」等）についても、インターネットへの接続を行わない役務については条件不利地域におけるブロードバンドサービスの確保による受益がないことから、答申に基づき第二種負担金の負担対象から除かれるべきものと考えます。</p> <p style="text-align: center;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>○ インターネットへの接続を行わない電気通信役務（専用役務や閉域網通信）は、独立したネットワークにおいて特定の通信先との間でのみ通信を行い、その用途が限定的であり、インターネットを介したweb会議等には使用されないことから、こうした役務を提供する事業者は、二号基礎的役務の提供を確保することにより受益することが想定されないため、第二種負担金の算定の対象としないことが適当と考えます。</p> <p>○ このような考え方に基づき、本改正案（電気通信事業法施行規則第40条の7の2第2号）において、第二種負担金の算定の対象とならない電気通信役務として専用役務や閉域網通信を規定しています。</p>	<p style="text-align: center;">無</p>

電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案等に対する意見及びその考え方
(審議会への必要的諮問事項以外の事項に係るもの)

意見募集期間:令和5年3月4日(土)~令和5年4月3日(月)
案件番号:145210055

意見提出者一覧
意見提出者 9件(法人:8件)

(提出順、敬称略)

受付	意見提出者
1	株式会社オプテージ
2	東日本電信電話株式会社
3	西日本電信電話株式会社
4	日本電信電話株式会社
5	JCOM株式会社
6	株式会社NTTドコモ
7	一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟
8	KDDI株式会社
9	個人

・ 総論

※「考え方」は総務省の考え方

意見	考え方	修正の有無
<p>意見 1</p> <p>● 本電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案等は、情報通信審議会「ブロードバンドサービスに係る基礎的電気通信役務制度等の在り方」答申（令和5年2月7日）の内容を踏まえたものであり賛同。</p>	<p>考え方 1</p>	
<p>○ 本意見募集の対象である 「電気通信事業法施行令（昭和60年政令第75号）の一部改正案」 「電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案」 「関係告示の制定・改正案」 について、「ブロードバンドサービスに係る基礎的電気通信役務制度等の在り方」答申（令和5年2月7日）（以下、「答申」という。）の内容を踏まえた改正案となっていることから、賛同いたします。 【KDDI株式会社】</p>	<p>○ 頂いたご意見は、賛同意見として承ります。</p>	<p>無</p>
<p>○ 本省令案等については、不採算地域における「維持」等のための交付金制度とすることは、これまで民間主導の活発な設備競争により整備が進められてきたブロードバンドサービスの公正競争の確保の観点から、これまでご議論がなされた「ブロードバンドサービスに係る基礎的電気通信役務制度等の在り方 答申」を踏まえた所要の規定を整備するための省令案等であるため、賛同いたします。 【株式会社オプテージ】</p>		

意見 2	考え方 2	
<p>● 新たに創設される制度を通じて広くブロードバンドサービスの維持等を図るとする政策に賛同。</p>	<p>○ 頂いた御意見は、賛同意見として承ります。</p> <p style="text-align: center;">無</p>	
<p>○ ブロードバンドサービスは、Society5.0時代やwith/afterコロナの時代において、テレワーク・遠隔教育・遠隔医療等、国民生活を営むにあたって不可欠なものとなっていくものと認識しており、政府のデジタル田園都市国家構想等の実現に向けて、国・自治体の補助金によってブロードバンド基盤の更なる整備を図りつつ、新たに創設される制度を通じて広くブロードバンドサービスの維持等を図るとする政策に賛同します。</p> <p>【日本電信電話株式会社・東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社・株式会社NTTドコモ】</p>		
<p>○ また、ブロードバンドサービスの維持等の方策について、現に様々な形態で事業者間での競争が繰り広げられていることを踏まえ、特定の事業者によりサービス提供の責務を課すのではなく、最も効率的に維持等が可能な事業者が任意にブロードバンドサービスの提供を担う制度として、国民全体の負担額が抑制される整理とされたことに賛同します。</p> <p style="text-align: center;">【日本電信電話株式会社】</p>		
<p>○ また、ブロードバンドサービスの維持等の方策について、現に様々な形態で事業者間での競争が繰り広げられていることを踏まえ、特定の事業者によりサービス提供の責務を課すのではなく、最も効率的に維持等が可能な事業者が任意にブロードバンドサービスの提供を担う制度とすることで、国民全体の負担額が抑制される整理となったことに賛同します。</p> <p style="text-align: center;">【東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社】</p>		
<p>○ 当社はブロードバンドサービスのユニバーサル化や交付金制度の創設には賛成です。</p> <p style="text-align: center;">【JCOM株式会社】</p>		

<p>○ (一社)日本ケーブルテレビ連盟は、固定ブロードバンドサービスをユニバーサルサービスに位置づけ、交付金制度を創設することに賛同します。</p> <p>○ 特に、CATVで使用されている、幹線を光ファイバで引込み線を同軸ケーブルとするHFC (Hybrid Fiber Coaxial) 方式の特徴である上りと下りの通信の非対称性を考慮し、下りのみの名目通信速度30Mbps以上とすることや、国際標準であるDocsis3.0以降の規格に限定して上りの通信速度を担保することを施行規則で定めることは妥当と考えます。</p> <p>○ また、専用型ワイヤレス固定ブロードバンドアクセスサービスを第二号基礎的電気通信役務として施行規則で定めることは、有線に限定しないことでユニバーサルサービス基金の肥大化を避けることや、今後、ローカル5Gなどの普及が見込まれること等から妥当と考えます。CATV業界においては、不採算地域の通信手段として、地域BWAを活用している事例や、ローカル5Gを商用のFWAサービスとして開始した事業者の事例からも、有効な施策と考えます。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟】</p>		
<p>意見3</p> <p>● NTT東日本・西日本は、新たな交付金等による必要十分で過大でない支援を活用することで、自治体と連携したブロードバンド基盤の整備・維持に積極的に取り組んでいく考え。</p>	考え方3	
<p>○ 上記の議論を踏まえ、NTT東西は、政府のデジタル田園都市国家構想や持続可能な地域社会の実現等へ貢献するべく、FTTHサービスを既に提供しているエリアでは、安定・継続的な役務提供を担うことに加え、他事業者も含めFTTHサービスを提供していないエリアでは、国・自治体の補助金によるブロードバンド基盤の整備を前提に、新たな交付金による必要十分で過大でない支援を早期に利用可能とさせていただき、それらを活用することで、自治体と連携したブロードバンド基盤の整備・維持の担い手として積極的に取り組んでいく考えであり、持株会社としても、そうした取り組みの支援を行っていく考えです。</p> <p style="text-align: center;">【日本電信電話株式会社】</p>	<p>○ 頂いた御意見は、賛同意見として承ります。</p>	無

<p>○ 上記の議論を踏まえ、当社は、FTTHサービスを既に提供しているエリアでは、安定・継続的な役務提供を担っていくとともに、他事業者も含めFTTHサービスを提供していないエリアでは、国・自治体の補助金によるブロードバンド基盤の整備を前提に、新たな交付金等による必要十分で過大でない支援を早期に利用可能としていただき、それらを活用することで、自治体と連携したブロードバンド基盤の整備・維持に積極的に取り組んでいく考えです。さらには、こうした基盤を活かしたサービス、ソリューションの提供を通じて、政府のデジタル田園都市国家構想や持続可能な地域社会の実現等に貢献してまいります。</p> <p>【東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社】</p>		
<p>意見 4</p> <p>● 本制度の運用に当たっては、制度の具体的な運用方法やスケジュールを明示しながら進めることを要望。</p>	<p>考え方 4</p>	
<p>○ 他方、本省令案の意見募集の対象ではございませんが、本制度の運用に当たっては、例えば下記事項について、運用方針やスケジュール等をお示しいただく必要があると認識しております。そのため、関連する事業者等と連携いただきながら、引き続きご検討いただきますようお願いいたします。</p> <p>-本制度の運用に当たっては、事業者側で体制整備を行う必要があることから、本制度の運用開始までの全体スケジュールをご提示いただくこと</p> <p>-その他、約款の届出や一般支援区域と特別支援区域の基準、負担金の納入や交付金の交付等、本制度の具体的な運用方法や運用開始時期を明確にいただくこと</p> <p>【株式会社オプテージ】</p>	<p>○ 本制度においては、総務大臣が一般支援区域・特別支援区域を指定する前提として、回線設置事業者による町字単位での第二号基礎的電気通信役務（以下「二号基礎的役務」という。）の提供区域の報告が必要となります。</p> <p>○ また、交付金の交付を受ける第二種適格電気通信事業者の指定を受けるためには、二号基礎的役務に係る収支を公表していることが必要となります。</p> <p>○ そのため、具体的な運用方法を明確にしながら、電気通信事業者のこうした手続に要する準備状況等も踏まえつつ、具体的なスケジュールを検討することが適当と考えます。</p>	<p>無</p>

<p>意見 5</p> <p>● ブロードバンドサービスの維持等に係る制度は、社会環境の変化や、新しい技術の進展を踏まえ、技術中立的な制度設計を志向し、今後も柔軟に見直していくことが必要。</p>	<p>考え方 5</p>	
<p>○ 最後に、将来を展望すると、我が国において、少子高齢化に伴う人口減少により、地方の集落の消滅等が避けられない中、持続可能なまちづくりを推進等する観点から、官民が連携し、生活インフラ全体（電気・水道・交通等）の在り方を含むコンパクトシティ化の議論を早急に進めていく必要があると考えます。ブロードバンドサービスの維持等に係る制度は、そうした社会環境の変化に加え、6G等の無線技術や衛星コンステレーション等の新しい技術の進展も踏まえた上で、技術中立的な制度設計を志向し、今後も柔軟に見直していくことが必要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【日本電信電話株式会社】</p>	<p>○ 本制度が我が国を取り巻く社会経済環境の変化に柔軟に対応していくため、今後も、本制度の在り方について適時適切に議論を行っていくことが必要であると考えます。</p>	<p style="text-align: center;">無</p>
<p>○ 最後に、将来を展望すると、我が国において、少子高齢化に伴う人口減少により、地方の集落の消滅等が避けられない中、持続可能なまちづくりを推進等する観点から、官民が連携し、生活インフラ全体（電気・水道・交通等）の在り方を含むコンパクトシティ化の議論を早急に進めていく必要があると考えます。その際、ブロードバンドサービスの維持等に係る制度は、6G等の無線技術はもちろん、衛星コンステレーション等の新しい技術の進展が見込まれることを踏まえ、技術・社会環境の変化に応じ、今後も引き続き見直していく必要があると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社】</p>		

・ 第二号基礎的電気通信役務の範囲関係

意見	考え方	修正の有無
<p>意見 6</p> <p>● ワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）を第二号基礎的電気通信役務に位置付けることを要望。</p>	<p>考え方 6</p>	
<p>○ また、技術中立的な制度設計を行う観点やコスト削減効果が期待され、ネットワークを効率的に整備・維持が可能とする観点から、ワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）においても、基礎的電気通信役務として位置づけることを視野に入れ、引き続き検討いただくことを要望いたします。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社オプテージ】</p>	<p>○ ワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）の提供は、技術中立性を確保し、地域の実情に応じた適切なアクセス手段を選択することにより、コスト削減効果が期待されることから、ネットワークの効率的な整備・維持を行うことが可能となるとともに、ブロードバンドサービスの更なる普及・拡大にも繋がると考えられます。</p> <p>○ 他方で、ワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）は、一つの基地局で携帯電話の不特定の利用者也カバーすることになり、多数の端末が接続される場合、通信の品質が安定しないことが課題として想定されるため、技術基準との関係等について整理が必要となります。</p> <p>○ なお、仮にワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）を二号基礎的役務に位置付けた場合、ワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）がカバーするエリアの拡大によって、第二種交付金における支援区域の指定要件である「1者以下の提供地域」として認められる地域が過度に少なくなり、必要な地域に支援が行き届かなくなることも懸念され、この点についても整理が必要となります。</p>	<p style="text-align: center;">無</p>

	○ これらの点について、引き続き検討を深めることが必要と考えます。	
<p>意見 7</p> <p>● ワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）とモバイルブロードバンドを第二号基礎的電気通信役務に位置付けることを要望。</p>	<p>考え方 7</p>	
<p>○ なお、今回の省令改正の範囲外とはなりますが、コストミニマムの観点では、第二号基礎的電気通信役務として定められたFTTHアクセスサービス、CATVアクセスサービス、専用型ワイヤレス固定ブロードバンドアクセスサービスに、ワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）とモバイルブロードバンドを加えることを重ねて要望します。</p> <p>○ 既にモバイル回線を利用したブロードバンドサービスは、カバーエリアも広く全国的に広く普及しています。「ブロードバンドサービスに係る基礎的電気通信役務制度等の在り方 答申」においても、「地域の実情に応じた適切なアクセス手段を選択することにより、コスト削減効果が期待されることから、ネットワークの効率的な整備・維持が可能となり、ブロードバンドサービスの更なる普及・拡大にもつながる」とされています。引き続きワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）とモバイルブロードバンドの活用についてご検討を進めていただきたく存じます。</p> <p style="text-align: center;">【JCOM株式会社】</p>	<p>○ ワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）を二号基礎的役務に位置付けることについての御意見については、考え方6と同様です。</p> <p>○ また、モバイルブロードバンドを二号基礎的役務に位置付けることについての御意見については、不特定多数のユーザーが接続してトラフィックが集中した場合、通信の安定性を欠く懸念があり、また、移動しながらサービスを利用する場合、制御する基地局が切り替わることに伴い通信の途切れが想定される等の理由から、今般の対応としては、二号基礎的役務に位置付けないこととすることが適当と考えます。</p> <p>○ しかしながら、モバイル分野の技術の進展は著しく、今後、モバイルブロードバンドにおけるネットワークスライシング技術の本格的な活用など、モバイルブロードバンドの環境変化を踏まえながら、引き続きその位置付けを検討することが適当であると考えます。</p>	<p>無</p>

・事業者規律関係

意見	考え方	修正の有無
<p>意見 8</p> <p>● 契約約款の建て付け方によって、届け出るべき契約約款の内容に差が生じないような運用とすることを要望。</p>	<p>考え方 8</p>	
<p>○ 電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案（第二号基礎的電気通信役務の範囲）第十四条の三第2項において、二号基礎的役務を提供する事業者（二号基礎的役務の契約数が三十万を超える事業者）に対して契約約款の届出義務が定義されていますが、事業者によって、契約約款等の建て付けが大きくことなると思います。</p> <p>○ 今後総務省殿におかれまして、契約約款の建て付け方によって、事業者規律に差が出ないように、契約約款の届出に関するガイドライン等を整備いただきますよう、お願いします。</p> <p>＜契約約款の建て付け方の主な例＞</p> <p>（1）1の二号基礎的役務に対して1の契約約款 ※料金・付加サービスについては契約約款の料金表・別記・別表等に記載</p> <p>（2）1の二号基礎的役務に対して1の契約約款及び条件定義書 ※料金・付加サービスについては契約約款とは別に定める提供条件書</p> <p>（3）1の二号基礎的役務を含む複数の電気役務に対して1の契約約款 ※料金・付加サービスについては契約約款の料金表・別記・別表等に記載</p> <p>○ また、軽微な内容の契約約款の変更については、事業者にとって過度な負担とならない運用等（例えば届出無しで事業者の裁量で変更できる範囲）についてのご検討をお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>○ 改正電気通信事業法第19条第1項では、基礎的電気通信役務に関する料金その他の提供条件について定めた契約約款を総務大臣に届け出ることとされており、これを変更する際も総務大臣への届出が必要となります。</p> <p>○ 御指摘の「契約約款の建て付け方の主な例」のうち、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「（1）1の二号基礎的役務に対して1の契約約款」のケースについては、当該契約約款を届け出る必要があります。 ・「（2）1の二号基礎的役務に対して1の契約約款及び条件定義書」のケースについては、当該「条件定義書」も契約約款の一部として契約約款と共に届け出る必要があります。 ・「（3）1の二号基礎的役務を含む複数の電気役務に対して1の契約約款」のケースについては、二号基礎的役務に係る契約約款を作成し、届け出る必要があります。 <p>○ 現行の電話に関するユニバーサルサービス制度においてもこうした運用がなされており、契約約款の建て付け方によって、電気通信事業者の届け出るべき契約約款の内容に差が生じていないものと承知しています。</p>	<p style="text-align: center;">無</p>

・一般支援区域・特別支援区域の指定関係

意見	考え方	修正の有無
<p>意見9</p> <p>● 第二号基礎的電気通信役務の提供区域の報告が電気通信事業者にとって過度な運用負担とならないよう留意が必要。</p>	<p>考え方9</p>	
<p>○ 他方、本省令案の意見募集の対象ではございませんが、本制度の運用に当たっては、例えば下記事項について、運用方針やスケジュール等をお示しいただく必要があると認識しております。そのため、関連する事業者等と連携いただきながら、引き続きご検討いただきますようお願いいたします。</p> <p>-提供区域の報告について、事業者にとって過度な負担とならないよう、事業者意見を踏まえた運用のご検討や必要に応じて運用開始後も事業者の負荷軽減に繋がる運用に見直しをいただくこと</p> <p style="text-align: right;">【株式会社オプテージ】</p>	<p>○ 二号基礎的役務の提供区域の報告について、補助ツールを用いる等により、事業者の負担を軽減することが重要であり、また、当該補助ツールについては、報告対象となる事業者の負担を軽減する観点から、回線設備の規模の割合が50%を超えているか否かを当該補助ツール上で選択する等の仕組みが搭載される等、効率的かつ簡便な制度運用に資する工夫を行うことが重要と考えます。</p>	
<p>○ 第二号基礎的電気通信役務に係る単位業務区域ごとの電気通信設備の規模等の報告に関して、対象となる事業者の作業負荷を極力軽減し、規制コストを下げることが必要です。</p> <p>○ この点、「ブロードバンドサービスに係る基礎的電気通信役務制度等の在り方」答申（案）に対する意見及びその考え方の公表（令和5年2月7日）（以下、「答申（案）に対する意見及びその考え方の公表」という。）考え方26に、「事業者負担の軽減についても、今後の制度の運用も踏まえながら、当該補助ツールの改修の検証等について継続的に総務省において検討を行うことが適当」とあるように、運用を行って行く中で、補助ツールの改修や報告の省力化等が可能なものは、適宜、運用に反映できることが必要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p>	<p>○ こうした点を踏まえ、当該補助ツールの検討に当たっては、報告単位を町字（国勢調査で用いるKEY_CODEを想定）とすることを前提として、制度運用の効率性、簡便性に留意してまいります。</p> <p>○ また、事業者負担の軽減についても、今後の制度の運用も踏まえながら、当該補助ツールの改修の検証等について継続的に検討を行うことが適当と考えます。</p>	<p style="text-align: center;">無</p>

- 他方、制度創設に際し必要となる手続き等は、なるべく事業者の負担を増すこととならないよう、運用面での配慮をいただくよう要望します。
- 具体的には、電気通信事業法施行規則にて新たに示された第14条の5では、端末系伝送路設備を設置して第二号基礎的電気通信役務を提供する事業者（以下、事業者）に、単位業務区域ごとに電気通信回線設備の規模等を報告すること（以下、提供区域の報告）を求めています。
- この規則により、事業者は町字ごとに全ての提供区域について整備状況を報告することが義務づけられると理解していますが、町字は日本全国で約20万か所、JCOMの提供区域でも約3万か所に及ぶものとなります。
- 現行の電気通信事業法でも電気通信事業者は、電気通信役務の「業務区域」のサービス提供について報告を求められておりますが、本件では「提供区域」として整備率の状況など、より細分化された報告が求められるため、事業者の作業負担が増大すると考えられます。
- また、事業者に大きな作業負担を課すばかりではなく、全事業者から提出されたデータの内容を精査する行政側の事務作業の負担も増大すると考えます。すなわちユニバーサル交付金制度における事務コストの増大として、最終的には国民の負担増につながりかねません。事業者及び行政のコストをなるべく抑える運用が望まれると考えます。
- 例えば、ユニバーサルサービス交付金制度は不採算地域にてサービスを提供する事業者へ交付されるものであり、首都圏をはじめとする都市部など既に複数の事業者が競合してブロードバンドサービスを提供する地域は交付金制度の支給対象外となることは明白と考えます。このような都市部を報告対象からあらかじめ除くなど、支援対象区域と予想される地域を予め絞り込むことも有効かと考えます。
- また、提供区域については毎年の報告が求められると理解しますが、今回支援区域が指定された後については、事業者側が電気通信回線設備の新設や撤去等が行われていなければ報告内容が前年度と同一となります。整備状況の差が生じた区域のみ事業者に報告を求めることで、次年度以降の事務量を削減することなども考えられます。

【JCOM株式会社】

<p>○ 第二号基礎的役務を提供している回線設置事業者が業務区域内で1者以下の地域であることを把握するために、施行規則の「町字単位の業務域の全世帯に占める役務の提供を行うことが可能な世帯数の割合を報告すること」について、基本的な考え方としては理解できます。</p> <p>○ 一方で、毎年度に町字単位の世帯数割合を全国一律に報告することは、事業者には過大な負担が生じる場合があると思われます。弊連盟でCATV事業者の実態調査を行ったところ、町字単位の世帯数の割合を算出するのに2か月以上を要した事業者が複数存在しました。</p> <p>○ そこで、将来的には、報告内容の実態を踏まえ、明らかに競合地域であると認められる都市部などは報告を不要とする等の運用により、事業者負担の低減を図ることを要望します。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟】</p>		
---	--	--

・ 第二種交付金の算定関係

意見	考え方	修正の有無
<p>意見10</p> <p>● 今後、交付金算定の詳細について検討する際には、ブロードバンドサービスの維持に要する費用等の実態を適切に反映した交付金の規模を提示した上で、国民全体のコンセンサスを得ながら丁寧に進める必要がある。</p>	<p>考え方10</p>	
<p>○ 今後、本制度を通じて不採算地域においても広くブロードバンドサービスの維持等を図ることで、テレワーク・遠隔教育等の普及の加速等により得られる国民全体の便益や、ブロードバンドサービスの維持に要する費用等の実態を適切に反映した交付金の規模を提示した上で、国民全体のコンセンサスを得ながら丁寧に進める必要があると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【日本電信電話株式会社】</p>	<p>○ 今後、交付金算定の詳細について検討する際には、費用の実態も踏まえながら、丁寧な検討を進めることが重要であると考えます。</p>	<p>無</p>

<p>○ 今後、本制度を通じて不採算地域においても広くブロードバンドサービスの維持等を図ることで、テレワーク・遠隔教育等の普及の加速等により得られる国民全体の便益や、ブロードバンドサービスの維持等に要する交付金の費用規模を提示した上で、国民全体のコンセンサスを得ながら丁寧に進める必要があると考えます。</p> <p style="text-align: center;">【東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社】</p>		
<p>意見11</p> <p>● 今後、交付金算定の詳細について検討する際には、実際に生じた赤字額より過剰に支援が行われないよう留意すべき。</p>	<p>考え方11</p>	
<p>○ NTT東・西のフレッツ光ネクストの料金は、本告示案の月額3,869円より高額※となっております。</p> <p>○ 答申では、「一般支援区域」については、「交付金算定の前年度における二種適格事業者の二号基礎的役務の提供に係る全体の財務会計上の赤字額を上限額として、第二種交付金による支援を行う」とする考えが示されておりますが、「特別支援区域」については、そうした制限を行わない考えが示されております。</p> <p>○ そのため、「特別支援区域」の交付金の算定にあたり、仮に、本告示案の平均的な収入見込額が収入額として用いられる場合には、NTT東・西に対して、実際に生じた赤字額より過剰に支援が行われるおそれがあることから、今後、具体的な交付金の算定方法等の検討に当たっては留意が必要と考えます。</p> <p>※参考 NTT東日本フレッツ 光ネクスト ファミリー・ギガラインタイプ 5,400円 (税抜) https://flets.com/next_gigaline/</p> <p style="text-align: center;">【KDDI株式会社】</p>	<p>○ 本告示案は、改正電気通信事業法第110条の2第1項第1号及び第2項第1号に基づき一般支援区域・特別支援区域を指定するに当たって、二号基礎的役務の提供により通常生ずると見込まれる収益の額を規定するものです。</p> <p>○ そのため、特別支援区域の指定後に当該区域で新規整備された回線設備及び民設民営へ移行した回線設備について、例外的に一定の標準的なモデルを用いて算定した収入費用方式を用いる場合には、その収入の考え方について検討することが適当と考えます。</p> <p>○ このような点を含め、今後、交付金算定の詳細について検討するに当たっては、交付金額が過剰な額とならないよう留意することが適当と考えます。</p>	<p style="text-align: center;">無</p>

<p>意見12</p> <p>● 今後、交付金算定の詳細について検討する際には、交付金算定の対象となる設備の範囲を明確化することを要望。</p>	<p>考え方12</p>	
<p>○ 他方、本省令案の意見募集の対象ではございませんが、本制度の運用に当たっては、例えば下記事項について、運用方針やスケジュール等をお示しいただく必要があると認識しております。そのため、関連する事業者等と連携いただきながら、引き続きご検討いただきますようお願いいたします。</p> <p>-回線設置事業者の円滑な検討や透明性の確保に資する観点から、具体的に交付金対象設備の範囲を明確にいただくこと</p> <p style="text-align: right;">【株式会社オプテージ】</p>	<p>○ 今後のコスト算定の詳細について議論するに当たっては、対象設備の範囲の詳細を明確化することが適当と考えます。</p>	<p style="text-align: center;">無</p>

・利用者等への周知関係

意見	考え方	修正の有無
<p>意見13</p> <p>● 総務省と支援機関が連携して、わかりやすく情報提供を行うことを要望。</p> <p>○ また、制度運用開始にあたり、制度の趣旨・目的や国民全体による負担のしくみ等について、事業者はもとより国からの、国民に対する丁寧な周知・説明が必要になると考えております。この点、「ブロードバンドサービスに係る基礎的電気通信役務制度等の在り方 答申」にも示されている通り、総務省と支援機関が連携して、利用者に分かりやすい、効果的・効率的な周知に努めていただきたいと思いますと考えます。当社としても、利用者に対する丁寧な周知に取り組んでいく考えです。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社NTTドコモ】</p>	<p>考え方13</p> <p>○ 本制度の円滑な運用に向けては、利用者への効果的・効率的な周知が必要であり、制度の運用開始前には利用者等への適切かつ十分な周知が必要と考えます。</p> <p>○ 周知に当たっては、総務省、支援機関、負担事業者等が互いに協力し、利用者に分かりやすい、効果的・効率的な周知に努めることが必要と考えます。</p>	<p style="text-align: center;">無</p>

・ワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）に係る契約数の報告関係

意見	考え方	修正の有無
<p>意見14</p> <p>● ワイヤレス固定ブロードバンドに係る契約数の報告は専用型のみとすべき。仮に共用型の契約数の報告数を求める場合は、その目的等を明らかにすべき。</p>	<p>考え方14</p>	
<p>○ 「ブロードバンドサービスに係る基礎的電気通信役務制度等の在り方 答申（令和5年2月7日）」において、第二号基礎的電気通信役務に「ワイヤレス固定ブロードバンドサービス（共用型）」を加えるかは今後の検討（※）とされており、現段階で決まったものではないと認識しております。そのため、現段階で報告規則「様式第10の2」等において報告を求めるものは、第二号基礎的電気通信役務として位置付けられた「ワイヤレス固定ブロードバンドサービス（専用型）」のみとしていただきたいと思います。仮にワイヤレス固定ブロードバンドサービス（共用型）の報告が必要である場合においては、当該目的及び利用用途等を総務省において明らかにしていただくようお願いします。</p> <p>（※）「ブロードバンドサービスに係る基礎的電気通信役務制度等の在り方」 答申（令和5年2月7日）15 頁</p> <p>2. 第二号基礎的電気通信役務の範囲</p> <p>（1）FTTH及びCATV（HFC方式）以外に想定される役務について</p> <p>③ ワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）について</p> <p>（ウ）考え方</p> <p><略>また、ワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）を二号基礎的役務に位置付けることについて検討する場合、ワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）は、一つの基地局で携帯電話の不特定の利用者もカバーすることになり、多数の端末が接続される場合、通信の品質が安定しないことが課題として想定されるため、技術基準との関係等について整理が必要となる。</p>	<p>○ 情報通信審議会「ブロードバンドサービスに係る基礎的電気通信役務制度等の在り方」答申（令和5年2月7日）によれば、ワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）を二号基礎的役務に位置付けることについて、引き続き検討を深めることとされているものと承知しています。</p> <p>○ そのため、今後、ワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）を二号基礎的役務に位置付けることについて検討を行うに当たっては、当該サービスがどの程度普及しているか等についても把握する必要があることから、本改正案（電気通信事業法施行規則様式第10の2等）により契約数等のデータの報告を求めることとしています。</p> <p>○ また、近年、ワイヤレス固定ブロードバンド（専用型・共用型）の提供が増加していることを踏まえ、今後の市場検証の観点からも、ワイヤレス固定ブロードバンドの契約数等のデータを把握し、検討に活用することも重要と考えます。</p>	<p>無</p>

<p>なお、仮にワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）を二号基礎的役務に位置付けた場合、ワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）がカバーするエリアの拡大によって、第二種交付金における支援区域の指定要件である「1者以下の提供地域」として認められる地域が過度に少なくなり、必要な地域に支援が行き届かなくなることも懸念され、この点についても整理が必要となる。これらの点について、引き続き検討を深めることが必要である。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社NTTドコモ】</p>		
<p>意見15</p> <p>● 電気通信事業法に基づく報告事項について、報告事項全体の棚卸をすることで電気通信事業者の負担が増加することのないよう配慮を要望。</p>	<p>考え方15</p>	
<p>○ 電気通信事業法に基づく報告事項は、「電気通信事業報告規則」及び、「報告徴収」、「要請」等が存在しておりますが、それ以外も含め、年々総務省への報告事項が増加しております。各事業者は当該報告に向けたデータ抽出等のシステム対応に係るコストや極めて多くの稼働を要していることから、新たに報告事項を求める場合は、まずは総務省において、報告事項全体を整理・棚卸の上、一定の政策目的が達成された項目は廃止するなど、各事業者の稼働が増加することのないよう配慮いただくことを要望します。</p> <p>○ また、報告事項全体の整理・棚卸を踏まえ、継続する報告事項については、個別具体的にその必要性を公表していただきたいと考えます。加えて、「報告徴収」及び「要請」に基づく報告事項は、終了期限がないものが多く存在しております。そのため、各報告について終了期限を設定いただきたいと考えます。また、今後の要請等も原則同様の取扱いとしていただくようお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社NTTドコモ】</p>	<p>○ 電気通信事業法に基づく報告事項については、今後の市場環境の変化等も踏まえ、データの把握の要否を整理した上で、電気通信事業者の負担にも配慮しつつ、随時見直していくことが適当と考えます。</p>	<p>無</p>